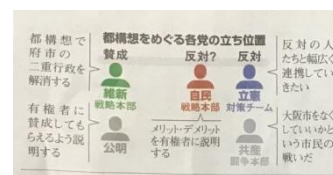


## 「都」構想と住民投票

朝日新聞1月28日夕刊社会面は「都構想 決戦へ各党始動」と大きな見出し。写真のように、都構想をめぐる各党の立ち位置を示している。



維新は「都構想で府市の二重行政を解消する」とあるが、法定協議会を傍聴してきたが、「二重行政」という言葉はほとんど聞かれなかった。それよりも、公明との妥協をさぐる辻褃合わせの主張が目立った。公明は「有権者に賛成してもらえよう説明する」とあるが、昨春までの「総合区」構想を説明せずに投げ捨て、態度を豹変させたことを有権者にどう説明するのか。自民は「メリット・デメリットを有権者に説明する」とあるが、12月26日の法定協ではデメリットが多く、制度案に反対したのではないのか。法定協でも一貫して反対を貫いた共産とともに、立憲の辻元清美・大阪府連代表が都構想について「百害あって一利なし」と発言したことに注目したい。

さて、11月初旬に実施が確実視される住民投票について、記事では次のように指摘している。住民投票で投票できるのは大阪市内の有権者約223万人（昨年12月現在）だ。通常の地方選挙と同じく、3カ月以上市内に住んでいる18歳以上が有権者となり、外国籍の住民については投票できない。

投票用紙に記す文言は未定だが、大阪市を廃止して特別区を設置することに対し、「賛成」か「反対」を示す。前回の2015年の住民投票の際には、「大阪市における特別区の設置」との文言だったが、反対派からは「大阪市の廃止が明記されていない」との批判の声が上がった。投票率に関係なく、有効票のうち賛成が反対を1票でも上回れば、特別区への移行が決まる。賛否同数か反対多数の場合は、大阪市は存続する。

賛成や反対の投票を呼びかける活動には公職選挙法が適用され、買収や戸別訪問は禁じられるが、一般の選挙より自由度はかなり高い。候補者を選ぶ「選挙運動」とは違う「政治活動」と見なされるためだ。例えば、活動は告示前や投票日当日でも可能で、費用も無制限。ビラやポスターの形や枚数、テレビCMやネット広告、選挙カーの台数などにも制限がない。前回は維新が約4億円の広報費を投じてテレビCMを流し続けたり、投票箱が閉まるまで投票所周辺で賛成派と反対派がビラを配ったりするなど活動が過熱した。

2015年の住民投票のときは、名古屋から心配しながら様子をうかがっていた。今回は「当事者」として、住民投票にのぞみたい。金に糸目をつけぬ維新もさることながら、何より住民投票の投票用紙に記す文言が決定的だ。前回のように「大阪市の廃止が明記されていない」のは、どう考えてもおかしい。特別区の設置のまえに、大阪市を廃止が問われるわけだ。特別区の設置だけでは、大阪市廃止という事実を隠すことになる。

(2020年1月30日)